

○財務省告示第三百六十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十一年十月十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十一月六日

財務大臣 藤井 裕久

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十

一回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び特別

の法律及びそ 会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

用等 律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

四 発行方法

五

方募

入決定の

イ

入札競争

ロ

国債市場

特別参加

者第I

非価格競争

争入札

及び国

債市場

・第II

別参加者

価格競争

入札競争

価格競争

特別参加

者第I

非価格競争

争入札

行入札

国債市場

ハ

六

イ

入札競争

価格競争

入札競争

価格競争

特別参加

者第I

非価格競争

争入札

行入札

国債市場

ロ

ハ

ごに、応募限度額を定めるもの
に、発行（以下「国債市場特
別参加者第II非価格競争入札
発行」という。）

各申込みのうち、応募額の順位が高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。各国の債市場特別参加者ごとの
各国債市場特別参加者ごとの
募集額の範囲内において各申
込みの応募額を割り当てる。

財政法第四十一条の規定に基づき、
財政法第四十一条の規定に基づき、
て、額面金額で五千五百十五億
円

財政法第四十一条の規定に基づき、
財政法第四十一条の規定に基づき、
て、額面金額で四百八十億円

特別会計に関する法律第四十六

十 十				九 八				七											
イ 一				ハ				ロ イ											
発 行 行 日				振 替 単 位				払 込 金 額											
特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行 行 争	価 格 競 争	行 争 入 札 発 行	最 低 額 面 金	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 行	非 者 第 II	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 行	非 者 第 II	者 第 I	特 別 参 加	
銭	額	以 上	額	平 成 二 十 一 年 十 月 十 四 日	す る 。	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円			五 百 四 十 五 億 千 四 百 四 十 六 万 円			四 万 八 十 五 億 四 千 七 百 二 十 万 円	五 千 五 百 七 十 七 億 九 千 七 百 三 十	で 五 百 三 十 九 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者
 払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・
 込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第
 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I

(一) 年

二
 募 ・
 二
 パ
 セ
 ン
 ト
 を
 受
 け
 た
 者
 は
 二
 式
 に
 依
 り
 算
 出
 し
 た
 日
 の
 額
 を
 第
 二
 号
 の
 規
 定
 に
 基
 づ
 いて
 算
 出
 する。
 期
 日
 の
 額
 を
 第
 二
 号
 の
 規
 定
 に
 依
 り
 算
 出
 する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{22}{100} \times \frac{24}{365}}$$

(二)

に
 係
 る
 行
 所
 に
 お
 いて
 振
 替
 口
 泉
 の
 簿
 籍
 中
 の
 利
 子
 金
 の
 一
 部
 を
 記
 録
 した
 者
 は
 二
 式
 に
 依
 り
 算
 出
 する。
 二
 式
 の
 分
 母
 の
 365
 は
 一
 年
 の
 日
 数
 を
 示
 し
 24
 は
 一
 月
 の
 日
 数
 を
 示
 し
 22
 は
 年
 利
 率
 を
 示
 す。
 額
 面
 金
 額
 の
 総
 額
 と
 是
 の
 記
 録
 した
 日
 の
 額
 と
 の
 差
 を
 算
 入
 する。
 二
 式
 の
 分
 母
 の
 365
 は
 一
 年
 の
 日
 数
 を
 示
 し
 24
 は
 一
 月
 の
 日
 数
 を
 示
 し
 22
 は
 年
 利
 率
 を
 示
 す。
 額
 面
 金
 額
 の
 総
 額
 と
 是
 の
 記
 録
 した
 日
 の
 額
 と
 の
 差
 を
 算
 入
 する。

十四 初期利子

控除することができる。
平成二十二年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{22}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十六 償還期限

平成五十一年九月二十日
額面金額百円につき百円

十七 償還金額

日本銀行

十八 払場所

財務大臣から通知を受けた者

十九 入札参加

平成二十一年十月十四日

二十 払込期日

平成二十一年十月十四日